

# 会報

11  
2006 November



宮崎の橋101選(関之尾吊橋・都城市)



**(社)宮崎県建設業協会**

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:[info@miyazaki-kenkyo.or.jp](mailto:info@miyazaki-kenkyo.or.jp)

---

# 目 次

◇平成18年11月行事予定	1
◇平成18年12月上旬行事予定	2
◇県協会HP会員専用サイト掲載項目案内（10月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇県協会	
1. 経営相談事業のご案内（ワンストップサービスセンター事業）	3
2. 廃棄物処理法施行令・施行規則改正に伴う石綿含有産業廃棄物の 取扱い及びマニフェストの記載方法について	4
◇雇用改善コーナー	
1. 11月は「建設雇用改善推進月間」です。	6
2. 男女雇用機会均等法が変わります!!	10
◇技士会	
1. 『監理技術者講習会』についてお知らせ！	12
2. CPDS（継続学習）制度について!!	13
◇建退共	
1. 建退共宮崎県支部取扱状況（9月分）	14
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（9月分）	14
◇建災防	
1. 死亡災害を防止するための対策の徹底について	15
2. 平成18年建設業の県内における死亡災害発生状況	15
◇火薬協会	
1. 平成18年度の火薬類取扱責任者等試験結果	16
2. 火薬庫等重要施設の保安管理の徹底について	17
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（9月分）	18
◇試験・研修等のご案内	
1. 平成18年度建設業経理検定試験のご案内	19
2. 平成18年度「土木工事の施工管理の実際講習会」のご案内	22
◇助建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 年間完成工事高契約加入のお勧め	23

---

## 平成18年11月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	水	全国建設業協会全国建設労働問題 連絡協議会（東京） 宮崎県過積載絶滅運動推進大会（宮崎）	基金各地区（市）事業主及び事務 担当者説明会（日南地区）	
2	木	全国建設業協会建設雇用改善推進 員合同全国会議（東京）	建災防全国支部事務局長会議（東京） 基金各地区（市）事業主及び事務 担当者説明会（西都・高鍋地区）	
3	金	文化の日	文化の日	文化の日
4	土			
5	㊤			
6	月	建設業を担うリーダー育成研修会 視察（宮崎）	基金各地区（市）事業主及び事務 担当者説明会（小林地区）	
7	火	都城工業高校雇用改善建設現場就 業体験（10日まで）	基金各地区（市）事業主及び事務 担当者説明会（都城地区）	
8	水	建設雇用改善推進都道府県会議 （宮崎）	建退共支部事務担当者ブロック会 議（佐賀） 宮崎県産業安全衛生大会（延岡） 基金各地区（市）事業主及び事務 担当者説明会（高千穂地区）	
9	木	九州横断自動車道延岡線建設促進 中央大会（東京） 平成18年度建設業経理検定試験申 込書販売・受付（30日まで）	職長・安全衛生責任者教育 （10日まで木花） 車両系建設機械（整地・掘削）運 転技能講習（11日まで清武） 基金各地区（市）事業主及び事務 担当者説明会（延岡地区）	
10	金	九州建設業協会第2回土木委員会 （福岡）	基金各地区（市）事業主及び事務 担当者説明会（日向地区）	
11	土			
12	㊤			
13	月	建設現場等見学会（日向工業）		
14	火	事務局長会議 宮崎県建設雇用改善推進大会（宮崎） 九州建設業協会第2回建築委員会 （福岡）		全国建設業協同組合連合会役員会 （東京）
15	水	建設業経理事務士3・4級特別研修 合格発表	現場管理者統括管理講習（延岡）	
16	木	建設現場等見学会（延岡工業）	基金納入告知書発送	
17	金		高所作業車運転技能講習 （19日まで清武）	
18	土			
19	㊤			
20	月			
21	火	全国建設業協会会長会（東京）		
22	水			
23	木	勤労感謝の日	勤労感謝の日	勤労感謝の日
24	金	宮崎県認定職業訓練団体研修会		
25	土			
26	㊤			
27	月			
28	火	建設業の適正取引に関する講習会 （宮崎）		
29	水	監理技術者講習会		
30	木	九州地区ダンプカー協会連絡協議 会（長崎）	雇用管理研修（延岡市）	保証会社監査役会、参与会（大阪）

## 平成18年12月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	金		基金企業年金連合会、中途脱退者等事務処理説明会（福岡）	
2	土			
3	日			
4	月			
5	火			
6	水	九州建設業協会専務・事務局長会議（宮崎） 九州建設業協会と西日本建設業保証株式会社との意見交換会（宮崎）	職長・安全衛生責任者教育（7日まで延岡）	
7	木			
8	金		基金企業年金連合会九州地方協議会宮崎部会第4回連絡打合会、役員講習会（宮崎）	
9	土		車両系建設機械（解体用）運転技能講習（清武）	
10	日			

## 県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内（10月分）

### 【公報、掲載】

	項 目	所 管	形 式
1	保証事業会社の入札ボンドについて～契約保証予約の概要～	全国建設業協会	PDF
2	産業廃棄物処理施設適正化促進事業の実施について（案内、要綱）	宮 崎 県	PDF
3	平成18年度建設業経理検定試験のご案内	建設業振興基金	PDF
4	「土木工事の施工管理の実際講習会」のご案内	建設物価調査会	PDF
5	排出ガス対策型原動機及びエンジンの認定について	国 土 交 通 省	PDF

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

## 県協会 会員の動き

（10月1日～31日）

### 【新規加入会員】

地区（市）名	会 社 名	代 表 者 名	入会月
串間市	有限会社時任工業	時任 昭 夫	10月
都城	株式会社今元工業	今元 茂	7月
東諸	有限会社小倉重機建設	小倉 正 昭	〃
東諸	株式会社後藤工務店	後藤 孝 一	〃
東諸	株式会社トクホ建設	漆島 修 三	〃
東諸	溝口建設株式会社	溝口 正 敏	〃
東諸	株式会社渡部工務店	渡部 重 隆	〃
延岡	可愛工業株式会社	畔田 今朝義	6月

### 【代表者、組織、所在地等】

地区（市）名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
小建	林 築	所在地	〒886-0003 小林市大字堤2985番地1	〒886-0002 小林市大字水流迫644番地5
日向	尾前建設	代表者	尾前 義 友	尾前 和 博
〃	〃	商 号	尾前建設	尾前建設

---

# 県協会

---

## 1. 経営相談事業のご案内（ワンストップサービスセンター事業）

中小・中堅建設業者を対象とした

### 経営相談事業のご案内

～ ワンストップサービスセンター事業 ～

この事業は、厳しい経営環境にある地域の中小・中堅建設業者の経営改善や経営革新等の取り組みを支援するため、国土交通省が実施しているものです。具体的には、経営相談を希望する建設業者の事務所に、中小企業診断士や税理士等の有資格者（建設業経営支援アドバイザー）を派遣しますので、自社の課題等について幅広くご相談いただけます。当然、相談内容をこの事業の目的以外に使用することは一切ありませんので、ご安心ください。

#### **個別相談を受けてみたい！（1回3時間程度、2回まで無料）**

「自社の経営を見直したい」、「新しい事業にチャレンジしたい」、「今後の経営計画を策定したい」など、経営上の個別・具体的な相談を希望される場合は、宮崎県建設業協会を含めた全国77ヶ所の建設業総合相談受付窓口のいずれかに**相談申込書**（宮崎県建設業協会HPからもダウンロードできます）をFAXしてください。また、インターネットを利用した**WEB相談申込**もご利用いただけます。

追って、建設業経営支援アドバイザーから相談日時・相談場所の調整、詳しい相談内容の確認を行うための連絡を致します。

まずはお気軽にお申し込みを！！

#### **建設業経営支援アドバイザー**

- (1) 「建設業経営支援アドバイザー」とは、(財)建設業振興基金において登録している中小企業診断士や税理士、公認会計士等の専門家です。
- (2) アドバイザーは、経営診断、経営戦略の立案、事業計画の策定など、建設業者の皆さんの経営上の課題に関するご相談に幅広く対応します。

#### **建設業総合相談受付窓口（全国77ヶ所に窓口を設置しています。）**

- ・ 国土交通省の各地方整備局等（10ヶ所）
- ・ (社) 全国建設業協会（1ヶ所）及び宮崎県建設業協会（各都道府県の建設業協会：46ヶ所）
- ・ (社) 建設産業専門団体連合会（1ヶ所）及びその一部会員団体（17ヶ所）
- ・ (財) 建設業振興基金（1ヶ所）

- ※ 各受付窓口の会員等でなくても、建設業者であればどなたでもご利用頂けますので、お気軽にお問い合わせ・お申し込みください。
- ※ 新しい分野への進出に際して、関連する情報をご希望の場合は、関係5省庁（国土交通省、経済産業省、厚生労働省、農林水産省、環境省）が作成した資料等を受付窓口に備え置いていますので、お気軽にお問い合わせください。

**事業対象者**  
地域を営業基盤とする中小・中堅建設業者の皆さん

**事業開始日**  
平成18年4月10日（月）

**お問い合わせ先**  
財団法人 建設業振興基金構造改善センター  
（担当：長谷川・由井 Tel 03-5473-4572）

## 2. 廃棄物処理法施行令・施行規則改正に伴う石綿含有産業廃棄物の取扱い及びマニフェストの記載方法について

建設九団体副産物対策協議会  
建設マニフェスト販売センター

廃棄物処理法施行令・施行規則が改正され、平成18年10月1日施行されます。これにより、石綿含有産業廃棄物（\*）の処理基準・保管基準が定められるとともに、処理委託にあたっては、廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合には、その旨及びその数量を委託契約書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記載することが義務付けられました。

以上を受けて、環境省の指導のもと、建設系廃棄物マニフェストの運用を下記のとおりといたしますのでお知らせします。貴協会におかれましては会員に対し遺漏なく周知されることをお願いいたします。

\* 石綿含有産業廃棄物：

施行規則において「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（廃石綿等を除く）」とされています。これまで「非飛散性アスベスト」とされていたものと同義であり、特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」と区別されます。石綿を含有した廃スレート、廃ビニル床タイル等は安定型、石綿を含有した石膏ボードや、管理型廃棄物と混合した石綿含有産業廃棄物は管理型となります。石綿含有産業廃棄物の処分については破碎・切断が原則禁止（収集運搬のために、必要な措置を講じて行う破碎等は認められる）され、埋立処分、熔融、無害化することが必要となります。

### 記

1. 石綿含有産業廃棄物の処理委託に際しては、他の産業廃棄物と区別して1枚のマニフェストを交付してください。記載要領は別紙のとおりです。
2. 今後、マニフェストに安定型品目「08石綿含有産業廃棄物」、管理型品目「17石綿含有産業廃棄物」を印刷する予定ですが、印刷したものが入手できるまでは記載要領に倣い、その旨を手書きしてください。
3. 別紙「石綿含有産業廃棄物の記入のしかた」は、建設マニフェストの販売窓口で配布するとともに、11月下旬印刷完了分からはマニフェストの箱（大箱、小箱）ごとに封入する予定です。

以上

## 「石綿含有産業廃棄物」の記入のしかた

廃棄物処理法施行令・施行規則が改正され、平成18年10月1日施行されます。これにより石綿含有産業廃棄物（\*）の処理基準・保管基準が定められるとともに、処理委託にあたっては廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合には、その旨及びその数量を委託契約書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記載することが義務づけられました。

（\*）石綿含有産業廃棄物：工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（廃石綿等を除く）。

- 石綿含有産業廃棄物の処分については破砕・切断が原則禁止（収集運搬のために必要な措置を講じて行う破砕等は認められる）され、埋立処分、熔融、無害化することが必要となります。
- 石綿含有産業廃棄物の処理委託に際しては、他の廃棄物と区別して1枚のマニフェストを交付してください。記入例は下記のとおりです。

### ・建設系廃棄物マニフェストの記入例

#### ① ガラス・陶磁器くず（石綿含有大平板、スレート波板等）

産業廃棄物の種類								数量		状況		
指定製品名	数量	指定製品名	数量	管理品目	数量	指定製品名	数量	特別管理品名	数量	① 廃棄状況	② 備考	
01 コンクリートがら		07 石膏（安定物のみ）		11 建設汚泥		21 廃石綿等				1バウ		
02 アスコンがら		石綿含有産業廃棄物	4	12 紙くず						2バウ	2バウ	
03 その他がら類				13 木くず							3バウ	3バウ
04 ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず							③	
05 プラスチック類				15 廃石膏ボード		総重量又は体積	4					
06 金属くず				16 石膏（管理除去品）								

#### ② 廃プラスチック類（石綿含有Pタイル等）

産業廃棄物の種類								数量		状況		
指定製品名	数量	指定製品名	数量	管理品目	数量	指定製品名	数量	特別管理品名	数量	① 廃棄状況	② 備考	
01 コンクリートがら		07 石膏（安定物のみ）		11 建設汚泥		21 廃石綿等				1バウ		
02 アスコンがら		石綿含有産業廃棄物	2	12 紙くず						2バウ	2バウ	
03 その他がら類				13 木くず							3バウ	3バウ
04 ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず							③	
05 プラスチック類				15 廃石膏ボード		総重量又は体積	2					
06 金属くず				16 石膏（管理除去品）								

#### ③ 種類の異なる石綿含有産業廃棄物を1台の車で運搬する場合

産業廃棄物の種類								数量		状況		
指定製品名	数量	指定製品名	数量	管理品目	数量	指定製品名	数量	特別管理品名	数量	① 廃棄状況	② 備考	
01 コンクリートがら		07 石膏（安定物のみ）		11 建設汚泥		21 廃石綿等				1バウ		
02 アスコンがら		石綿含有産業廃棄物	6	12 紙くず						2バウ	2バウ	
03 その他がら類				13 木くず							3バウ	3バウ
04 ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず							③	
05 プラスチック類				15 廃石膏ボード		総重量又は体積	6					
06 金属くず				16 石膏（管理除去品）								

#### ④ 岩綿吸音板（石綿含有）と下貼りの石膏ボードが一体となっている場合

産業廃棄物の種類								数量		状況		
指定製品名	数量	指定製品名	数量	管理品目	数量	指定製品名	数量	特別管理品名	数量	① 廃棄状況	② 備考	
01 コンクリートがら		07 石膏（安定物のみ）		11 建設汚泥		21 廃石綿等				1バウ		
02 アスコンがら		石綿含有産業廃棄物	4	12 紙くず						2バウ	2バウ	
03 その他がら類				13 木くず							3バウ	3バウ
04 ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず							③	
05 プラスチック類				15 廃石膏ボード		総重量又は体積	4					
06 金属くず				16 石膏（管理除去品）								

建設九団体副産物対策協議会  
建設マニフェスト販売センター

# 雇用改善コーナー

## 1. 11月は「建設雇用改善推進月間」です。

### 建設雇用改善推進月間とは

わが国の建設業は、全労働者の約1割の人達が働く基幹産業です。ところが、建設業が受注生産・屋外生産であるなどの特有性から、不明確な雇用関係、労働災害の多発、労働福祉の立ち遅れなど多くの改善を要する問題がみられ、このことが建設業の発展に重大な影響を与える恐れがあります。

厚生労働省、国土交通省及び独立行政法人雇用・能力開発機構では、建設業における雇用改善について、事業主や関係者の方々の理解と関心をより一層高めていくため、毎年11月を「建設雇用改善推進月間」として広範な啓発活動を展開しています。

——— よりよい現場しよくばで働きたい！ ———

〈平成18年度スローガン〉

建設業関係団体の協力を得て、建設雇用改善推進の集いの開催、都道府県建設雇用改善推進大会の開催、建設雇用改善のためのポスター・リーフレット等による広報、建設業に働く若者からのメッセージの募集などいろいろな催しを行います。建設業界の方々の積極的な御参加、御協力をお願いいたします。

### 建設雇用改善対策としては

建設労働者の雇用改善のために厚生労働省、国土交通省、独立行政法人雇用・能力開発機構では次の対策を講じています。

#### 【厚生労働省では】

「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づく施策の基本方針「第7次建設雇用改善計画（計画期間：平成17年10月～22年度）」を策定し、建設労働者の雇用改善に向けた諸施策を推進します。

#### 【国土交通省では】

平成16年度からの3年間において重点的に取り組むべきテーマや事業などを示した「建設産業構造改善推進プログラム2004」に基づき、基幹技能者等の優秀な人材の確保・育成等を推進します。

#### 【独立行政法人雇用・能力開発機構では】

建設労働者の雇用改善に関する相談・援助活動、雇用管理研修等の実施及び建設雇用改善助成金・建設業労働移動円滑化支援助成金の支給などの業務を行います。

建設労働者の雇用改善のため、事業主や関係者の方々に上記の法律や計画等の趣旨を十分御理解していただき、雇用改善を推進していきます。

よりよい現場しよくばで働きたい！

## 【建設労働者の雇用改善】

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）では、建設業の雇用管理の近代化の第一歩として次の事項を規定しています。

### 1. 雇用管理責任者の選任（第5条関係）

事業主は、建設事業を行う事業所ごとに雇用管理責任者を選任しなければなりません。

### 2. 募集に関する事項の届出（第6条関係）

事業主は、特定区域（東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫の一部区域）において、被用者に直接募集の方法で、労働者を募集させようとするときは、その募集活動に従事させる被用者の氏名等の募集に関する事項を公共職業安定所長に届け出なければなりません。

### 3. 雇用に関する文書の交付（第7条関係）

事業主は、建設労働者を雇入れたときは、当該労働者に対して速やかに事業主の氏名、就業場所、雇用期間等を明らかにした雇入通知文書を交付しなければなりません。

### 4. 関係請負人に関する書類の備付けおよび援助（第8条関係）

(1) 建設工事が数次の請負により行われるときは、最先次の元方事業主（元請）は、その後次のすべての関係請負人（下請）について、その氏名又は名称、作業予定期間、雇用管理責任者の氏名を明示した書類を事業所に備えておかなければなりません。

(2) また、元方事業主は関係請負人に対して、雇用管理の適正化についての助言、指導等の援助を行うように努めなければなりません。

### ※「労働者派遣法」の施行について

「労働者派遣法」が昭和61年7月1日から施行されていますが、建設業務については、同法の適用対象業務から除外されているため、労働者派遣事業は禁止されています。このため、建設現場においては、今後とも適正な請負形態の下で、自己の雇用する労働者を使用して業務を処理していかねばいけません。

## 第7次建設雇用改善計画（平成17年10月～平成22年度）

「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づき、建設労働者の雇用状態の改善、能力の開発・向上及び福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき以下のような事項を定めています。

**課題：**高い意欲と能力を持つ建設労働者が安心して生活できる労働環境のための建設雇用改善を推進するとともに建設産業における就業機会の確保・拡大を図る。

### 第7次建設雇用改善計画最重点事項

- ① 建設労働者の職業生活の全期間を通じた職業の安定を図りつつ、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」等に基づき、建設労働者の雇用の一層の近代化を進め、魅力ある環境づくりを図ること。
- ② 建設労働を取り巻く環境の変化も踏まえ、事業主等が行う職業能力開発を引き続き促進する中で、教育訓練の共同的かつ広域的な実施を推進しながら、建設労働者自らがその能力の開発を行えるようにし、その職業能力を高めるとともに、技能の継承を図ること。
- ③ 今後の労働力需給構造の変化を見通しながら、若年者の建設業への入職促進及び定着を図るとともに高

よりよい現場しょくばで働きたい！

年齢者や女性が活躍できるような労働環境の整備を図ること。

- ④ 建設事業主が、新分野において中核的な役割を果たす労働力を確保して新分野進出を円滑に行うことにより、現に雇用されている建設労働者の雇用の安定を図るとともに、企業単位での一時的な労働力の過不足が建設業において恒常的に発生する中で、建設業務労働者の雇用の安定を図るため、建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営を確保すること。

## 建設産業構造改善推進プログラム2004を通じた建設労働者対策

国土交通省は「建設産業政策大綱」（平成7年）において、2010年までの建設産業政策の基本目標の一つとして、「技術と技能に優れた人材が生涯を託せる産業を作る」ことを掲げ、これを踏まえて策定された各種のプログラムにより、構造改善に係る取り組みを推進してきているところですが、昨年、これを継承することを基本としつつ建設業のおかれている現状に応じて見直しを行った「建設産業構造改善推進プログラム2004」をとりまとめ、平成16年度からの3年間において建設労働者対策として、下記の事業を推進していくこととしております。

### 「建設産業構造改善推進プログラム2004」

#### 1. 基幹技能者等の優秀な人材の確保・育成及び社会的評価の向上

- ① 基幹技能者制度を元請や発注者も含め幅広く周知する等普及促進を図るとともに、現場のニーズに応えられるよう職種間の調整をすることや専門工事業者の評価に位置付けることなど、基幹技能者等の適正な評価・活用方策について検討を行う。
- ② 技能向上を図るための訓練を支援する一方、新たな工法や今後成長が見込まれる新分野であるリフォーム、メンテナンス事業に対応した多能工の育成、活用を支援する。また、地域での教育訓練施設との連携、企業ニーズに即した教育訓練の実施の支援、ITを活用した教育訓練の実施方策の検討などを行う。
- ③ 各企業による組織的・体系的な人材育成マネジメントシステムのあり方について、他産業の取組み等も参考にしつつ、複線的なルートを盛り込むことや資格取得と関連付けることなどについて検討を行いその普及を図る。
- ④ 基幹技能者データベース、教育訓練施設データベース、建設技能顕彰者データベースなど技能に関するデータベースの充実を図るとともに、その活用方策について検討を行う。
- ⑤ 建設産業及び建設産業で働く人の社会的評価向上を図るため、従来から行われている現場見学会、一般市民との交流イベント等による建設産業の理解促進・イメージアップ活動を引き続き展開する。さらに、小中学生等を主な対象として、現場見学等において現場で働く人をクローズアップする取組みを行い、建設産業で働く人の「すごさ」を知ることを通じてイメージアップを図る。

#### 2. 安全対策の推進及び労働災害防止策の検討

- ① 各業種の事故特性を勘案した事故防止に係る技術的事項の検討や安全講習会の実施について、支援を行う。
- ② 建設工事事故対策検討委員会の分析を踏まえ、手すり先行足場の励行など、建設工事事故防止のための重点対策を徹底するとともに、事業者に対し、労働災害防止活動の積極的推進を要請し、さらに、ヒューマンエラーに基づく労働災害防止などについて検討する。また、最近の市街地における建設工事現場での公衆に危害を及ぼす事故の発生状況に鑑み、建設工事公衆災害防止対策要綱について、見直しの検討を行う。

よりよい現場しょくばで働きたい！

## 建設雇用改善助成金

建設事業主が、建設労働者の雇用管理の改善、能力開発、作業員宿舎などの環境整備又は建設事業主の団体が雇用改善のための各種事業を実施する際に、それに要する一部を助成する制度です。

### 〔建設教育訓練助成金〕

- 職業能力開発促進法による認定訓練、技能実習・通信教育訓練又は就業機会確保に対応するための教育訓練を実施した場合
- 認定職業訓練の実施に必要な施設・設備の設置若しくは整備（元方のみ）、または広域的な職業訓練を受講させた場合
- 職業能力開発促進法による認定訓練、技能実習又は就業機会確保に対応するための教育訓練を労働者に有給で受講させた場合

### 〔雇用管理研修等助成金〕

- 独立行政法人雇用・能力開発機構が行う雇用管理研修等に準ずる内容の雇用管理に関する研修を実施、またはこれらの研修を労働者に有給で受講させた場合

### 〔福利厚生助成金〕

- 作業員宿舎、現場福利施設を整備した場合
- 期間雇用労働者に健康診断を受診させた場合

### 〔雇用改善推進事業助成金〕

- 中小建設事業主団体等の構成員である中小建設事業主を対象に、別に定める雇用改善推進事業を行う場合
- 建設業の事業主団体が建設労働者に対し、職業紹介事業、人材情報提供又は就業機会確保事業の実施にあたり初期経費を負担する場合

## 建設業労働移動円滑化支援助成金

中小建設事業主又は、その団体等が労働者に対し、当該労働者の知識又は技能を習得させるための講習又は実習等を行った場合に経費の一部を助成する制度です。

### 〔建設業新規・成長分野定着促進給付金〕

建設業における新規・成長分野に係る事業を行う中小建設事業主が、離職を余儀なくされた建設労働者（建設業関連の技術・技能、経験等を持った者）を雇い入れ、かつ、当該労働者が従事する職務に必要な知識又は技能等を習得させるための実習その他の講習を行った場合

### 〔建設業新分野雇用創出給付金〕

雇用改善・安定等の改善計画の認定を受けた建設事業主団体が、自ら建設業内外への新分野の事業を創出し、構成事業主の建設労働者を継続して雇用する労働者として雇い入れた場合

建設雇用改善助成金及び建設業労働移動円滑化支援助成金の利用その他建設雇用改善についてのご相談は、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターの担当が承っております。お気軽にご相談ください。

### ○ 問 い 合 わ せ ○

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター

〒880-0916

宮崎市大字恒久4241 T E L 0985-51-1511 F A X 0985-51-1513

よ り よ い <sup>しよく</sup> <sup>ば</sup> 現 場 で 働 き た い !

## 2. 男女雇用機会均等法が変わります!!

————— 平成19年4月1日スタート —————

職場に働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止等を定めた改正男女雇用機会均等法がスタートします。

### 改正のポイント

#### 男女雇用機会均等法

##### 1. 性別による差別禁止の範囲の拡大

###### (1) 男性に対する差別も禁止されます

女性に対する差別の禁止が男女双方に対する差別の禁止に拡大され、男性も均等法に基づく調停など個別紛争の解決援助が利用できるようになります

###### (2) 禁止される差別が追加、明確化されます

- ・募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・解雇に加えて降格、職種変更、パートへの変更などの雇用形態の変更、退職勧奨、雇止めについても、性別を理由とした差別は禁止されます
- ・配置については、同じ役職や部門への配置であっても権限や業務配分に差がある場合異なった配置となり、性別を理由とした差別は禁止されます

###### (3) 間接差別が禁止されます

性別以外の事由を要件とする措置でも、省令で定める措置については、業務遂行上の必要などの合理的な理由がない場合には間接差別として禁止されます

※ 省令では以下のように定められています

- ① 募集・採用に当たり、労働者の身長、体重又は体力を要件とすること
- ② コース別雇用管理における総合職の募集・採用に当たり、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること
- ③ 昇進に当たり、転勤の経験があることを要件とすること

##### 2. 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

###### (1) 妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とする解雇に加え、省令で定める理由による解雇その他不利益取扱いも禁止されます

※ 追加された不利益取扱いの理由は、省令において以下のように定められています

- ・均等法の母性健康管理措置を受けたこと
- ・労働基準法の母性保護措置を受けたこと
- ・妊娠又は出産に起因する能率低下又は労働不能が生じたこと 等

※ 何が不利益取扱いに当たるかについては、指針において以下のように例示されています

- ・解雇、雇止め 等
- ・退職、契約内容変更の強要 等
- ・減給、賞与等の不利益な算定
- ・不利益な配置の変更
- ・降格 等

###### (2) 妊娠中や産後1年以内に解雇された場合、事業主が妊娠・出産・産前産後休業の取得その他の省令で定める理由による解雇でないことを証明しない限り、解雇は無効となります

### 3. セクシュアルハラスメント対策

職場でのセクシュアルハラスメント対策については、これまでも配慮が求められてきたところですが、男性に対するセクシュアルハラスメントも含めた対策を講じることが義務となります

対策が講じられず是正指導にも応じない場合企業名公表の対象となるとともに、紛争が生じた場合、男女とも調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります

(注) この規定は派遣先の事業主にも適用されます

### 4. 母性健康管理措置

事業主は、妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保するとともに、妊産婦が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするための措置(時差通勤、休憩回数の増加、勤務時間の短縮、休業等)を講じることが義務となっています。

こうした措置が講じられず是正指導にも応じない場合企業名公表の対象となるとともに、紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります

### 5. ポジティブ・アクションの推進

ポジティブ・アクション(男女間の格差解消のための積極的取組)に取り組む事業主が実施状況を公開するに当たり、国の援助を受けることができます

### 6. 過料の創設

厚生労働大臣(都道府県労働局長)が事業主に対し、男女均等取扱いなど均等法に関する事項について報告を求めたにもかかわらず、事業主が報告をしない、又は虚偽の報告をした場合は過料に処せられます

## 労働基準法

### 女性の坑内労働の規制緩和

女性の坑内労働について、女性技術者が管理・監督業務を行えるように規制が緩和されます

**施行期日** 平成19年4月1日

☆ 改正男女雇用機会均等法等のお問い合わせ

☆ 職場での男女均等取扱い、セクシュアルハラスメント、母性健康管理、  
育児・介護休業法、パートタイム労働法についてのご相談、困りごとは…

お気軽にお近くの **労働局雇用均等室** へ

○ 問 い 合 わ せ ○

宮崎労働局 雇用均等室

〒880-0812

宮崎市高千穂通2丁目1番33号 明治安田生命宮崎ビル

電話 0985-38-8821

# 技 士 会

## 1. 『監理技術者講習会』についてお知らせ！

今年度の『監理技術者講習会』の今後の日程についてお知らせいたします。

下記のとおり18年度の講習会は残り「2回」となりました。更新期にきている方は必ず受講をしてください。現在技士会で受講申し込みを受け付けております。

日 程	会 場
平成18年11月29日（水）	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台「宮崎県技士会主催」
平成19年 2月10日（土）	”

宮崎県土木施工管理技士会 TEL 0985-31-4696 FAX 0985-31-4697

### 監理技術者講習とは

監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、公共工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日において、講習を終了した日から5年を経過することのないように「監理技術者講習」を受講していなければいけません。

登録講習期間が実施した講習の修了者に対して受講を証明する「監理技術者講習修了証」が交付され、発注者から提示を求められることがあるので監理技術者資格者証と同様に携帯しておくことが望まれます。

### 監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は、「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません。

**出る杭を打つな、手を添えて伸ばしてやれ**

## 2. CPDS（継続学習）制度について!!

最近の急激な科学技術の進展につれて、土木工事の施工法は進歩し、環境や健康に対する国民の価値観も変わり、工事の施工上のルールも急激に進化しています。

このように厳しい条件の下であっても、適切な施工が求められるなど、公共事業に携わる国家資格者である『土木施工管理技士』の責任は重大であり、これに対応するため自己の能力の維持・向上の研鑽は不可欠であります。

技術者の技術力は、知識と経験によって支えられています。知識は、学校教育による学歴と各種資格の取得、さらに実社会に出てからの自己研鑽による学習等によって得られ、経験は実社会における工事の実務経験によって培われています。

つまり、技術者の技術力は「学歴、資格」・「継続学習」・「実務経験」の3本柱によって支えられているのです。

そこで、自己研鑽による学習を『CPDS（継続学習）』制度によって学習単位（ユニット）で評価し、自己啓発に努力する優秀な技術者の活用を社会にアピールするものです。

1. CPDS（継続学習）制度の目的は次のとおりです。

- ① 努力する技術者の評価
- ② 土木施工管理技士の技術レベルの維持管理
- ③ 施工管理学習の体系化

2. CPDS（継続学習制度）の目標メリットは次のとおりです。

- ① 経営事項審査の技術力評価への加算
- ② 工事専門分野毎への工事实務経験として換算
- ③ 技術検定の受検資格要件である実務経験年数の短縮

\* 広島県・高知県・愛媛県・長野県・佐賀県・長崎県等が入札参加資格審査申請において「CPDS」を主観的事項（技術力評価）のなかに新たに加わった。…参考までにお知らせいたします。

**出る杭を打つな、手を添えて伸ばしてやれ**

# 建退共

## 1. 建退共宮崎県支部取扱状況（9月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分	共 済 契約者数	被共済者数	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (8月分)
					件	千円	千円
先月までの 累 計		社 3,622	名 48,213	冊 18,410	件 2,380	千円 1,812,783	千円 1,174,926
9 月 分		8	206	984	116	83,363	74,469
17 年 度 計		3,630	48,419	19,394	2,496	1,896,146	1,249,395
脱 退		87	136				
累 計		3,543	48,283	338,666	34,450	18,469,770	109,207,658

注：掛金収納額は18.8月分を表す

# 厚生年金基金

## 1. 事業概況（9月分）

### 1. 適用

(平成18年9月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
415社	5,026人	850人	5,876人

### 2. 給付

裁定状況

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	5	2,256,600	29	12,816,800
第2種退職年金	16	3,062,700	90	15,980,200
選択一時金	5	2,418,600	25	11,852,100
脱退一時金	19	2,779,100	138	25,342,700
遺族一時金	0	0	4	1,499,800

### 3. 年金経理（保有資産）

信託資産	17,421,267,840 円
合 計	17,421,267,840 円

注：時価である

# 建 災 防

## 1. 死亡災害を防止するための対策の徹底について

県内における今年の労働災害による死亡者数は、6名（平成18年10月1日現在）になっており、昨年同期の2名と比較しますと4名増加しており、先行きが大変憂慮されています。

特に最近の死亡災害は、無理な作業方法に基づいて作業を進めたために発生した災害が続いておりますので、会員事業者の皆様方におかれましては、「安全な作業計画の作成とその安全な作業計画に基づいた作業の励行」を徹底して頂くようお願いします。

なお、県内における今年の死亡災害発生状況は次のようになっておりますので、同種災害の再発防止のための災害事例として社員教育等にご活用下さい。

## 2. 平成18年建設業の県内における死亡災害発生状況

建災防宮崎県支部

番号	発生場所	発生日月	発生時間	業 種	年齢	性別	事故の型	起因物	災 害 発 生 状 況	発注者	経験年数	備考
1	西都市	平成18年 4月29日	9:55頃	土 木 工事業	50歳代	男	おぼれ	水	潜水橋の橋脚を補強する災害復旧工事において、被災者は、橋脚の保護鋼板に樹脂を充填するため、酸素ポンペを装着した潜水作業を行っていた。1箇所目の橋脚の樹脂充填が終わり、約14メートル離れた次の橋脚に泳いで移動（レギュレータは未使用）していたところ姿が見えなくなり、4時間後に潜水橋から50メートル下流にて遺体で発見された。	地方公	20年	非会員
2	延岡市	平成18年 5月18日	16:40頃	設 備 工事業	30歳代	男	墜 落 ・ 転 落	建築物、 構築物	塩酸タンク周辺の配管補修工事現場において、その日の作業が終了したので被災者は、足場の手すりを乗り越えて塩酸タンク（高さ4.6メートル、直径2.2メートル）上に飛び降りたところ、タンクを踏み抜き、タンク内に転落し、塩酸による葉傷を負って入院治療したが2日後に死亡した。	民間	15年	非会員
3	宮崎市	平成18年 5月26日	14:55頃	建 築 工事業	20歳代	男	飛 来 ・ 落 下	フォーク リフト	被災者は、マンション新築工事現場で使用した基礎工事用鋼矢板40枚（7メートル×420キログラム）を10枚4組の束に分け、トラックの荷台に積んで自社の敷地に運び、フォークリフトで荷下ろし作業を同僚と一緒にしていた。同僚がフォークリフトで3組目の鋼矢板の束をフォークですくおうとした時、フォークの先端が4組目の束の縁に当たり、鋼矢板2枚が荷台から被災者の上に落下し、死亡した。	民間	1年	非会員
4	宮崎市	平成18年 7月26日	9:15頃	土 木 工事業	50歳代	男	墜 落 ・ 転 落	掘削用 機 械	道路災害復旧工事において、ブロック積み施工箇所をドラグ・ショベル（機体重約5.1トン）で掘削するために急斜面（約40度）を斜め35度に約2メートル下ったところで谷側に横転し、急斜面を約15メートル転落、被災者は、機体から投げ出されて死亡した。	地方公	20年	会員
5	延岡市	平成18年 9月7日	6:00頃	その他 の土木 工事業	60歳代	男	交 通 事 故 (道路)	トラック	ダンプトラックで日向市から日之影町の建設現場に砂を運搬するため国道218号線を走行中、センターラインを超えてきた対向車と正面衝突し、双方の運転手が脳挫傷により死亡したものの。	地方公	30年	非会員
6	新富町	平成18年 9月28日	9:30頃	その他 の土木 工事業	50歳代	男	飛 来 ・ 落 下	玉掛用具	給油所新築工事に伴う造成現場において、土止用のL型擁壁（重量約3トン）を設置するため、社長がドラグ・ショベルでL型擁壁をつり上げ、機体を旋回させたところ、フックに掛けていた玉掛け用ワイヤロープが切断してL型擁壁が落下し、近くで待機していた被災者の頭部に激突して死亡した。	民間	10年	非会員

# 火 薬 協 会

## 1. 平成18年度の火薬類取扱責任者等試験結果

本年8月27日（日）宮崎大学において実施した、甲種・乙種火薬類取扱責任者及び製造丙種の知事試験の結果は下記のとおりでした。

当県関係では、34名が合格されました。おめでとうございます。

合格者は、早めに知事宛に免状の交付申請を行い、免状の交付を受けてください。

火薬類作業従事者は免状の移しを貼付し、火薬保安協会へ責任者保安手帳の交付申請を行い手帳の交付を受けてください。

### ☆ 県内の状況

	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	計
受 験 者 数	79	10	3	92
合 格 者 数	31	2	1	34
合 格 率	39.2%	20.0%	33.3%	36.9%

### ☆ 全国の状況

	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	計
受 験 者 数	3204	1442	106	4752
合 格 者 数	1445	684	35	2164
合 格 率	45.1%	47.4%	33.0%	45.5%

### ☆ 合格者の養成講習受講状況（製造丙種は除く）

	養成講習受講者	養成講習未受講者	計
受 験 者 数	30	59	89
合 格 者 数	18	15	33
合 格 率	60.0%	25.4%	37.1%

### ※ 協会からの「会費納入」のお願い

会員の皆様には、平素から協会の運営に対し格別のご厚情を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年における火薬類の消費量の減少等に伴い、会員は減少、講習会受講者及び知事試験受験者は激減の一途をたどっており、協会の運営状況は極めて厳しい状況にあります。

協会の運営は会員皆様の会費により運営されております。早めの会費の納入をお願いする次第であります。

この度、会費納入通知書を発出いたしましたので宜しくお願い致します。

**慣れと過信は事故の元 基本を守り 安全発破**

## 2. 火薬庫等重要施設の保安管理の徹底について

昨年、県内の火薬庫においても火薬庫の防護柵の有刺鉄線が破られる事案がありました。

幸い、火薬庫への侵入や火薬類の盗難等の被害は出ておりませんが、今後とも次の点に注意し、火薬類製造施設や貯蔵施設等の保安管理をより一層徹底していただきますようお願い致します。

### 記

1. 施設及び設備の監視を徹底すること。
2. 施設内の作業員、見学者等の出入者の管理を徹底すること。
3. 外部からの施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を強化徹底すること。
4. 施設の巡視点検等を入念に実施し、不審者等への注意を徹底すること。  
万が一、不審者、不審物等を発見した場合は、速やかに警察へ110番通報すること。
5. 非常時の連絡体制を再点検するとともに、保安管理について従業員に徹底させること。
6. 業務車両や制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一盗難が発生した場合は、速やかに警察に通報すること。
7. 火薬類の数量管理を徹底すること。
8. その他
  - (1) 消費場所への火薬類の持ち込みは、1日の消費見込量以下とし残量火薬については、火薬庫等に返納し保安管理を確実に行うこと。
  - (2) 火薬庫については、警報装置、警鳴装置を点検し、整備不良とならないよう正常な状態とすること。  
スイッチをONに入れ、ONの状態を再確認すること。
  - (3) 侵入の形跡やおかしな人物の徘徊や不審な状況に気づいたら警察等に通報した後、保安責任者や上司に連絡してください。

### 追記

本年度の立入検査で、火薬庫の警鳴装置が作動せず指摘を受けた事例がありました。

定期的に、テストを行い、常に作動するよう整点検備を行って下さい。

**火薬事故 一番危ない 「慣れ・過信」**

# 保証会社

## 1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（9月分）

西日本建設業保証(株)  
宮崎支店

### I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成18年度	583	1.0%	23,277	20.0%	2,538	4.6%	92,258	19.6%
平成17年度	577	3.2%	19,403	9.0%	2,427	3.1%	77,144	▲25.5%
平成16年度	559	▲28.9%	17,805	▲42.8%	2,355	▲4.8%	103,596	1.9%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

### II. 発注者別の状況

(単位：件、百万円)

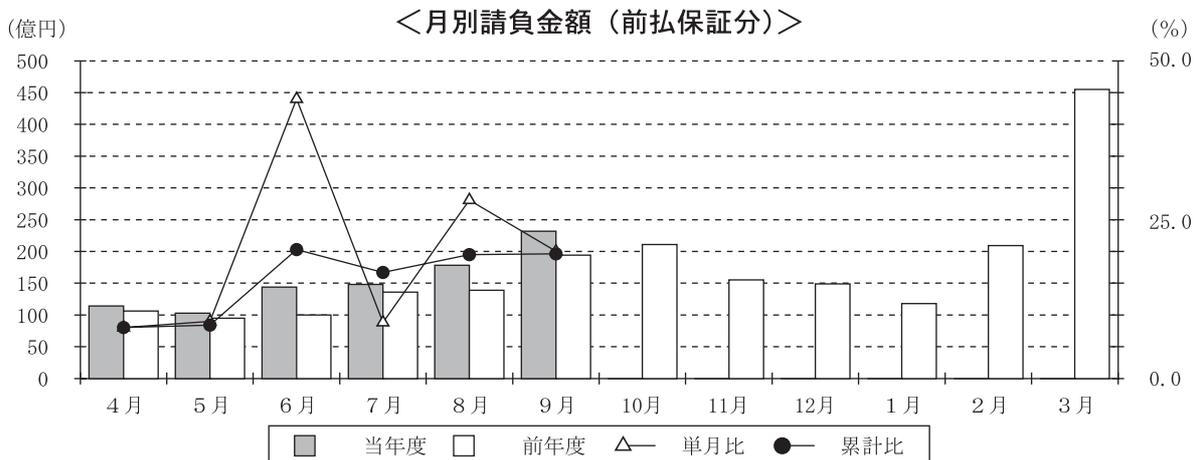
	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	102	9,753	170.8%	41.9%	317	25,312	85.0%	27.4%
独立行政法人等	2	93	▲80.1%	0.4%	33	7,652	51.5%	8.3%
県	231	6,495	▲32.1%	27.9%	908	30,155	▲0.2%	32.7%
市 町 村	246	6,615	17.9%	28.4%	1,261	28,252	3.1%	30.6%
そ の 他	2	318	104.0%	1.4%	19	885	12.3%	1.0%
計	583	23,277	20.0%	100.0%	2,538	92,258	19.6%	100.0%

### III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	97	5,666	3.0%	24.3%	497	20,146	7.8%	21.8%
高 岡	19	752	12.8%	3.2%	73	2,088	▲26.0%	2.3%
西 都	30	541	▲39.0%	2.3%	100	3,837	67.7%	4.2%
高 鍋	30	975	▲55.4%	4.2%	125	8,335	14.0%	9.0%
日 南	36	1,593	7.0%	6.8%	172	5,555	34.2%	6.0%
串 間	23	331	226.8%	1.4%	83	938	68.9%	1.0%
都 城	88	3,368	110.6%	14.5%	298	9,048	0.4%	9.8%
小 林	59	1,572	▲1.9%	6.8%	205	5,497	▲34.2%	6.0%
日 向	82	2,788	52.4%	12.0%	382	16,971	65.7%	18.4%
延 岡	68	4,622	67.3%	19.9%	292	14,133	30.8%	15.3%
西 臼 杵	51	1,063	37.5%	4.6%	311	5,704	95.1%	6.2%
計	583	23,277	20.0%	100.0%	2,538	92,258	19.6%	100.0%

※宮崎・高岡地区については、合併により対象となる工事場所が前年度と今年度で異なるため、増減率は参考数値として表示。



# 試験・研修等のご案内

## 1. 平成18年度建設業経理検定試験のご案内

従来、建設業経理事務士検定試験は、1級から4級までの等級により実施していましたが、平成18年4月の法令改正により、建設業法施行規則第18条の3に規定する国土交通大臣の登録経理試験制度が創設され、当基金が行う1級及び2級の検定試験は、「建設業経理士検定試験」として実施されることになりました。

また、3級及び4級の検定試験は、当基金独自の資格試験として、従来通り「建設業経理事務士検定試験」として実施されます。

なお、国土交通大臣の登録経理試験（1・2級）合格者に加え、平成17年度試験までの1級建設業経理事務士、2級建設業経理事務士合格者は、公共工事の入札に係る経営事項審査の評価対象となっております。

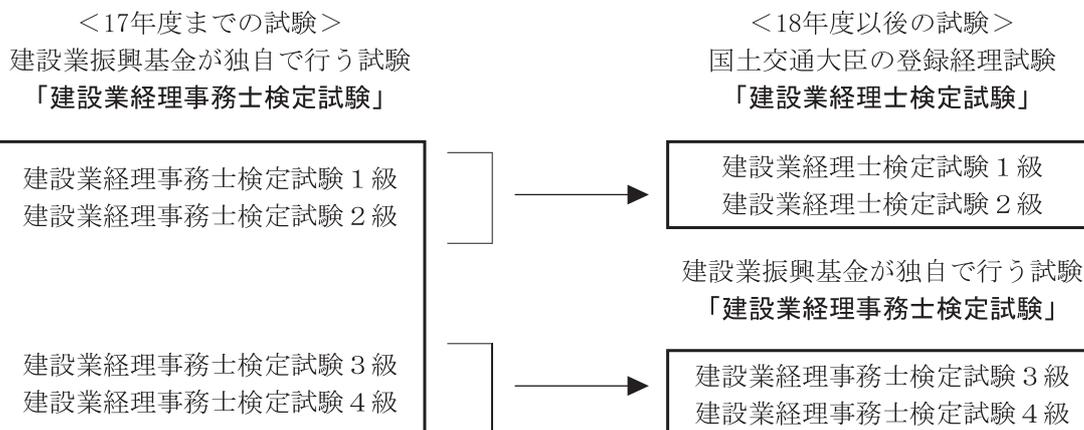
### 1. 試験日程（第1回建設業経理士検定試験・第26回建設業経理事務士検定試験）

受験申込受付期間 平成18年11月9日(木)～11月30日(木)〔消印有効〕  
所定の申込書で配達記録郵便による郵送申込となります。

試験日 平成19年3月11日(日)

合格発表日 平成19年5月15日(火)

### 2. 建設業経理検定試験制度の変更について



### 3. 1級科目合格の有効期限

1級科目合格の有効期限が5年になります。

平成17年度までの建設業経理事務士の1級科目合格者	平成18年4月30日を基準日とし、それ以後5年の間に行われる試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建設業経理士となり、合格証明書が交付される。
平成18年度以降の建設業経理士の1級科目合格者	科目合格通知書の交付日を基準日として、それ以後5年の間に行われる試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建設業経理士となり、合格証明書が交付される。

## 4. 受験資格

どなたでも、希望の級を受験することができます。

## 5. 内容及び程度

検定試験は、その内容及び程度によって1級から4級に分かれています。各級の内容等は下の表のとおりです。なお、1級は原価計算、財務諸表、財務分析の3科目から成る科目合格制をとっており、3科目全てに合格すると1級資格者となります。

級別	内 容	程 度
1級	建設業原価計算、財務諸表論及び財務分析	上級の建設業簿記、建設業原価計算及び会計学を修得し、商法その他会計に関する法規を理解しており、建設業の財務諸表の作成及びそれに基づく経営分析が行えること。
2級	建設業の簿記・原価計算及び会社会計	実践的な建設業簿記、基礎的な建設業原価計算を修得し、決算等に関する実務を行えること。
3級	建設業の簿記・原価計算	基礎的な建設業簿記の原理及び記帳並びに初歩的な建設業原価計算を理解しており、決算等に関する初歩的な実務を行えること。
4級	簿記のしくみ	初歩的な建設業簿記を理解していること。

## 6. 受験料（消費税込）

1級（1科目）……………	7,200円	1級（2科目同日受験）…	10,300円
1級（3科目同日受験）…	13,300円	2級……………	6,100円
3級……………	5,100円	4級……………	4,100円
2級・3級（同日受験）…	11,200円	3級・4級（同日受験）…	9,200円

## 7. 申込書の販売

受験申込書は平成18年11月9日（木）より1部300円（消費税込）で販売いたします。以下のいずれかにより申込書をお求めください。

### 〔1〕インターネット販売

当基金ホームページアドレスからアクセスしてください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/>

インターネット請求される方の申込書の送料は不要です。申込データ入力が必要になる等の関係で当基金にて負担させていただきます。

### 〔2〕郵送販売（11月22日当基金到着分にて終了とさせていただきます。）

以下に挙げる①、②を

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 (財)建設業振興基金 建設業経理検定試験センター
---

へ郵送してください。

① 送料…切手

右表をご参照ください。

受験申込書代（1部300円）は、受験料と合わせた金額を郵便局にて払い込んでください。

② 受験申込書送付依頼書

下欄の受験申込書送付依頼書にお名前、ご住所、電話番号、申込書の請求部数、送料をご記入の上、切り取り線より切り離してください。

※インターネット・郵送請求の場合、申込書がお手元に届くまでに1週間前後かかります。

申込書の請求部数	送 料	申込書の請求部数	送 料
1部	140円	6部	390円
2部	240円	7部	580円
3部	390円	8部	580円
4部	390円	9部	580円
5部	390円	10部	580円
11部以上	宅配便の送料着払いにて発送いたします。		

〔3〕窓口販売

当基金等で販売いたします。

（切り取り線）

受験申込書送付依頼書

お名前	様			太枠内を宛先として申込書をお送りします。
受験申込書 送付先住所 (会社宛に送付する場合は会社名やビル名を必ず記入してください)	〒 —			
電話番号 (日中ご連絡先)	— —			内容に不明な点があった場合に、お問い合わせ可能な電話番号をご記入ください。
申込書の請求部数	部			
送料(切手)	円	申込書の請求部数を記入してください。		
お送りいただく送料(切手)を記入してください。				

8. 本検定試験に関する問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

財団法人 建設業振興基金 建設業経理検定試験センター

T E L 03-5473-4581

《参考図書》

当基金では下記の参考書等を発行しています。

- ・建設業会計概説（1級：財務諸表・財務分析・原価計算、2級、3級）
- ・初歩の建設業会計（4級）

※上記図書の注文先

(株)建設産業振興センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-10

T E L 03-5408-1881 F A X 03-5408-1882

---

## 2. 平成18年度「土木工事の施工管理の実際講習会」のご案内

土木施工管理／CPDS（継続学習制度）認定講習会

### 【 開 催 要 領 】

1. 目 的 この講習会は、工事現場における施工手順・適応作業・施工上の留意点等を解説し、現場での技術力向上を目指した講習会です。
2. 参 加 料 1名当たり 5,000円（消費税：講習資料代等含む）
3. 参 考 図 書 ※ 詳細は宮崎県建設業協会ホームページをご覧ください。
4. お申込方法 ※ 詳細は宮崎県建設業協会ホームページをご覧ください。
5. 日時・会場 宮崎建友会館  
平成18年12月21日（木）  
（宮崎市別府町2-12 TEL0985-24-7811）
6. 定 員 宮崎会場 70名（定員になり次第、締め切らせて頂きます。）
7. 講 師 財団法人 建設物価調査会 選任講師
8. カリキュラム ※ 詳細は宮崎県建設業協会ホームページをご覧ください。
9. そ の 他
  - ① 当日の欠席者には、後日資料を送付させていただきます。  
参加料等の返金は致しかねますので、ご了承下さい。
  - ② 参加者の変更は差し支えありません。
  - ③ 申込受付後、受講票を送付しますので当日会場に提示してください。
  - ④ 駐車場はございません。
  - ⑤ 申込書は宮崎県建設業協会ホームページに掲載してあります。

※ この講習会は、(社)全国土木施工管理技士会連合会が実施している、継続学習制度（CPDS）の認定プログラムとなっており、申請された方には学習記録として、4UNITが付与されます。

《CPDS登録手続》

CPDS登録を希望される方は、各自で申請手続きをお願いします。

受講証明証は、講習会終了時にお渡しいたします。

---

# （財）建設業福祉共済団からのお知らせ

## 年間完成工事高契約加入のお勧め

### 建設共済とは

建設業の現場（労災保険上の建設有期事業）に従事する労働者が、業務（通勤）災害により死亡したり、重度の身体障害を残した場合又は、傷病の状態にある場合に国の労災保険に上乘せして一定額の共済金を給付する制度です。

### 【年間完成工事高契約】

直前1年間の完成工事高に基づいて掛金を算出し、掛金を振り込んだ翌日から1年間、契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）で働く貴社および下請会社に雇用される労働者を補償する契約です。

### 【契約の特長】

- ・建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- ・元請・下請問わず無記名で補償。
- ・元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- ・事業主（契約者）への速やかな支払い。
- ・経営事項審査において加点。

### 【掛金の目安】

例：年間完成工事高…1億円

共済金区分…2,000万円（他に4,000万円、3,000万円、1,000万円があります。）

土 木	年間完工高	×	掛金率	×	無事故割引	=	年間掛金額
	1億円		0.76 1,000		90 100		68,400円

建 築	年間完工高	×	掛金率	×	無事故割引	=	年間掛金額
	1億円		0.29 1,000		90 100		26,100円

資料請求や掛金計算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

（社）宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

（財）建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

# 業界生まれ、 業界育ち。

加入するなら、建設業界を  
一番よく知っている「建設共済」。  
もしもの時、大きな安心で会社を  
しっかり支えます。



- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において加点。

法定外労災補償制度  
**建設共済**

## 財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関:(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805宮崎市橋通り東2-9-19

TEL.0985-22-7171 FAX.0985-23-6798

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

### 育英奨学金事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、  
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済  
不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの  
お問い合わせは

TEL.03-3591-8451 | <http://www.kyousaidan.or.jp/>